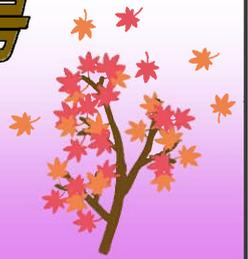


ミツヒロニュース



秋が深まりました。

最近、心身医学(心=魂と身体の両面から取り組む医学)について知る機会がありました。フロイトは、身体と心は深く結びついており、病気の症状を治しただけでは、原因は取り除かれないため、そのまま生きて行くと、やがてもっと重たい病気となって現れてくる。と言っています。

病気というのは、私達の人生を立て直すための「贈り物」と考えて行動することが必要ではないでしょうか。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇攻略！令和2年分 年末調整
- ◇浸水被害への備え
～中小企業の防災対策と
税制・助成金～
- ◇航空機・船舶等のレバレッジドリースに注意
- ◇お知らせ
年末調整のお知らせ
- ◇あとがき
「自炊のススメ」



攻略！令和2年分 年末調整

新様式“マル基配所”は全員が対象

令和2年分の年末調整は改正事項が盛りだくさん。中でも、新登場の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、通称「マル基配所」は、一見複雑で字も細かいため、思わず拒絶反応が出てしまう方も多いかもしれません。

なれど恐るるなかれ。書く項目は限られています。ご自身の記入箇所を確認してみましょう。

1. 3つのパート、当てはまるところだけ見れば OK

新様式「マル基配所」は、従前の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に、改正によって新たに設けられた「基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」が統合したもので、3つのパートに分かれています。適用する控除に係る申告書のみ記入することとなります。

たとえば赤のパート「給与所得者の基礎控除申告書」は、合計所得金額の見積額が 2,500 万円以下の方が対象です。年末調整は年収 2,000 万円以下の方が対象であるため、年末調整対象者のほぼ全員が当該申告書を記入するといってもよいでしょう。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

◆配偶者控除等申告書◆
合計所得金額 1,000 万円以下
かつ
配偶者がいる人のみ記入
従前の「配偶者控除等申告書(マル配)」該当部分です。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆
ほぼ全員記入

◆所得金額調整控除申告書◆
年収 850 万円超 かつ 一定※の人のみ記入
※本人もしくは扶養親族等が特別障害者、または扶養親族が 23 歳未満の場合

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 「年収」「合計所得金額」「収入金額」「所得金額」…これって何が違うの？

申告書には、「所得金額」や「収入金額」等、似たような言葉が多く登場します。どの金額で判定するのか、どこにどの金額を書き込むのか、迷いやすい点を以下に整理しました。

(1) 給与所得の収入金額

社会保険料や源泉などを控除する前の給与・賞与の合計額。いわゆる「年収」です。金銭で受け取るものの他、現物支給されたものや、会社から低価格で受け取ったもの等も含まれます。

「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」には、給与所得の収入金額の欄があります。複数先から給与がある場合は、忘れずに合算をしましょう。

他方、「所得金額調整控除申告書」における収入金額要件は、**年末調整の対象となる**「主たる給与」の収入金額のみで判定します。

(2) 所得金額

収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」において、「給与所得」と「給与所得以外の所得の合計額」について、それぞれ所得金額の記載欄があります（詳細は後述）。

これらの合計が「**合計所得金額の見積額**」となります。

例えば、配偶者控除等の適用の基準「合計所得金額1,000万円以下」は、収入が給与だけの場合、**年収（給与収入）ベースでは「1,195万円（所得金額調整控除適用の場合1,210万円）以下」となります。**



「**合計所得金額の見積額**」は、次のように所得控除の判定に用いられます。

> 基礎控除の判定

合計所得金額によって基礎控除の額が決定されます（48万円、32万円、16万円の3段階）。合計所得金額が2,500万円超の方は、基礎控除が適用されません。

> 配偶者控除と配偶者特別控除の判定

配偶者控除と配偶者特別控除が適用されるかどうか、控除額はいくらになるかは、本人と配偶者の合計所得金額で決定されます。ご本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合は、いずれの控除も適用されず、**配偶者特別控除等申告書欄の記載は不要**です。

「マル基配所」最大の難所は「**所得金額**」欄の計算。

給与所得の「**所得金額**」は、すぐ左に記入した「収入金額」をもとに、下表に当てはめて計算※します。

（※）所得金額調整控除の適用がある場合は適用後。

| 給与の収入金額(A) | | 給与所得の「所得金額」欄に記載する金額 |
|--------------|--------------|--|
| 1円以上 | 550,999円以下 | 0円 |
| 551,000円以上 | 1,618,999円以下 | (A) - 550,000円 |
| 1,619,000円以上 | 1,619,999円以下 | 1,069,000円 |
| 1,620,000円以上 | 1,621,999円以下 | 1,070,000円 |
| 1,622,000円以上 | 1,623,999円以下 | 1,072,000円 |
| 1,624,000円以上 | 1,627,999円以下 | 1,074,000円 |
| 1,628,000円以上 | 1,799,999円以下 | $((A) \div 4 \text{ (千円未満切捨)}) \times 2.4 + 100,000 \text{ 円}$ |
| 1,800,000円以上 | 3,599,999円以下 | $((A) \div 4 \text{ (千円未満切捨)}) \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$ |
| 3,600,000円以上 | 6,599,999円以下 | $((A) \div 4 \text{ (千円未満切捨)}) \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$ |
| 6,600,000円以上 | 8,499,999円以下 | (A) × 0.9 - 1,100,000円 |
| 8,500,000円以上 | | (A) - 1,950,000円 |

「**給与所得以外の所得の合計額**」には、源泉分離課税により納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は含めずに計算してください。
「**公的年金等**」はここに含めます。



これを乗り越えれば、後は矢印に従って判定するだけ。あと一息です。

浸水被害への備えー中小企業の防災対策と税制・助成金ー

◆浸水リスクを認識し、被害を想定する

最近の豪雨災害による被災状況は目を覆うばかりです。令和2年7月豪雨は、特定非常災害の指定が閣議決定されました。

事業継続のため河川の氾濫などによる浸水被害リスクを認識し、これまでの常識にとらわれることなく備えることが求められています。自治体のHPでは、地域ごとにハザードマップを公開しており、洪水や高潮による自社の浸水リスクを視覚的に把握し、被害を想定することができます。過去の被災記録、被災土地の形状も有用な情報です。



◆事前に講じるリスク対策

浸水が発生する前の現実的な対策として、次のものが検討できます。

- ①保険の付保（水災保証）
- ②電源装置、サーバーの階上への移設
- ③データのクラウド保存
- ④防災・復旧のための設備投資（発電設備、止水板、排水ポンプなど）など

◆防災のための税制・助成金を活用する

自然災害に備える中小企業者を支援する公的な措置には、次のものがあります。

①中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業庁）

中小企業経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定を受けて防災・減災設備を取得した中小企業者には、事業供用年度にて取得価額の20%の特別償却ができる措置が設けられています。

機械・装置（100万円以上）、器具・備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）。自家発電設備や排水ポンプ、止水板、防水シャッターなどの取得が対象です。

②BCP実践促進助成金（東京都中小企業振興公社）

東京都が、自然災害や感染症による不測の事態に備えてBCP（事業継続計画）を実践する都内に本社を置く中小企業者に対し助成金を交付する制度です。BCPの実践に必要な設備・物品の購入・設置費用として上限1,500万円の助成金が交付されます。

◆BCPの実効性を高めるために

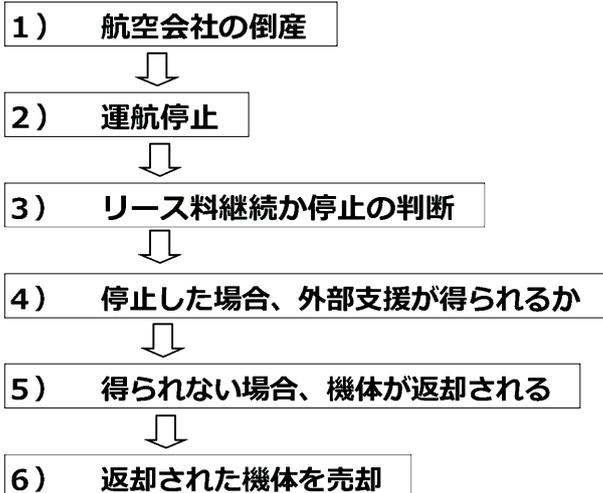
災害発生直前まで、気象庁の発表するリアルタイム情報やタイムラインを活用して被害を最小にとどめる措置を講じます。災害発生前の備えにより、社員の安全確保、設備・データの保全につなげましょう。

航空機・船舶等のレバレッジドリースに注意

現在、コロナの影響で交通機関に多大な影響が出ています。

アメリカン航空は、米財務省等からの約 580 億円の融資契約を締結したのをはじめ、各航空会社などは政府からの支援を受けて事業を行っていますが、これからの状況はどうなるのか不明です。

航空会社等は飛行機などをほとんどリースで調達していますが、倒産等になった場合の扱いについてあまり知られていません。



この一連の流れの中で、機体を売却した場合は銀行融資から優先して売却代金が返済されますが、不足額が発生した時は、出資者が負担する必要があります。

また、将来破綻した場合には、出資金がゼロになるだけでなく、売却額が融資を下回った場合には、追加負担発生の可能性もあります。

充分気をつけて、これからの状況を見守りましょう。



参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることはありません。今月には税務署から書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってほしい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかしましょう。

あとなぎ

和田です。先日見た記事にテキストを裁断し、PDFにしてiPadに読み込ませ、有料アプリ GoodNotes5 とアップルペンシルを使うと、テキストにマーカーや文字を書き込むことができるので勉強が捗ると書いてありました。一世代前のiPadProとアップルペンシル2は持っていたので同様にやってみると、確かに勉強が捗り、倍速再生を利用すると3時間の講義を1日の通勤時間だけで受けることができました。

iPadも時間も有効に活用し、自身の成長につなげていけたらと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

Office Mitsuhiro
あなたの経営羅針盤

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

